

論文審査の結果の要旨

氏名 梶原 健嗣

本論文は利根川流域を中心的な考察事例にして、戦後日本のダム開発における論理と構造を明らかにしたものである。本研究の対象は「利水と治水の一体性」という戦後河川行政の政策原理を体現する政策手段の中心に据えられた多目的ダムにおける、治水需要と利水需要が同居・統合される論理と構造である。

本論文は序を含めた7章で構成される。第1章で問題の所在と論文の主題を確認し、第2章で多目的ダムの制度的な展開について、通時的な分析を試みる。これらを踏まえ、第3章と第4章では利水面について分析し、第5章と第6章では治水面についての考察と分析を行っている。最後の第7章で結論を整理している。

本論文では以下のことを明らかにした。

まず利水需要における分析では、主に次の3点を示した。第1に、水需要を満たすことを目的とする水資源開発については、概ねその目的は達成されていること。そして第2に、水資源開発の新しい政策目標に据えられている安定供給量の確保という論理には、政策決定の基礎情報として不確かな点が多いこと。そして第3に、それ故に、安定供給量の算定値のみを根拠に決定された開発計画は妥当な選択肢とは言い難い可能性があること、である。

次に戦後策定された治水計画においては、その要であるはずのダム候補がいずれもそれらの目的と効果を曖昧にしたまま策定されたと指摘している。さらに、水需要の急速な増大に助けられる形で、進捗を図ってきた治水計画は水需要の大きな停滞によって、その達成の目処が極めて困難な状況にあると指摘している。そして計画の目標値と達成手段との大きな乖離が見られることを踏まえて、物的施設建設の負担を減らすために、治水計画の目標値(基本高水流量)を下げることは可能なのか、を考察している。現在の治水行政はこれに難を示しているが、その根拠は次の2点である。第1に行政には絶対的な安全確保を目指して治水事業を伸展させていく義務が課されていること、そして第2に、基本高水は科学的な算定によって求められた想定洪水であり、その値と計画目標との乖離は避けるべきこと、である。これらの主張に対して論文(第6章)では両者ともに根拠に妥当性が少ないと指摘する。前者については、水害訴訟の機能を著しく制限することになった大東水害訴訟最高裁判決(国家に賠償責任がない)の論理から考えて、弱い主張であるとする。また後者については、現在の科学的知見で基本高水流量の値を唯一の目標値として絶対視するだけの

根拠は少ないと指摘している。

本論文では、戦後ダム開発の論理として以下の3点を指摘する。(1) 政策原理とした「治水・利水の一体性の確保」と、手段としての多目的ダム建設とが同一視されてきた。(2) 多目的ダムの開発目的のうち、優先的に整備されてきたのは利水目的・水資源開発であった。(3) 戦後の治水計画は、戦前の築堤主義からダム治水計画へと転換する、この時の達成手段は多目的ダムであった。

上記を踏まえて、本研究の総括的な結論は以下のとおりである。

中心的考察対象に据えた利根川を見る限り、近年に至って、治水計画／事業においては論理的・政策的妥当性が欠如している。これは、多目的ダムがその達成手段とされたことに起因すると言える。そして、この論理から見られる構造は下記の通りである。(1) 高度経済成長に伴う急速な水需要増大期には、水資源開発(利水事業)の進展に伴って、治水計画が進展するという構造が見られた。(2) その結果もたらさせるのは、治水計画の目標に対する事業効率の低さである。利根川水系の降雨特性を鑑みれば、治水機能を重視すれば、その時のダムは鳥・神流川流域に、利水機能を重視する場合には、奥利根地域にダムを配備するのが、効率的なダムの配置である。(3) ただし、この構造は近年では新しい形に変化をしている。それは、未達成とみなされる治水計画の進展のために、水資源開発計画が「巻き込まれる」という形である。すなわち、水資源開発の進捗によって進展してきた治水計画／事業という構造は、今後は、治水計画／事業を推進させるために、水資源開発が動員されるという構造へ転化する／している可能性を指摘している。

以上のことから、本論文では「治水・利水の一体性の確保」とその合目的執行手段としての多目的ダム建設には明らかに乖離が生じていることを指摘している。

本論文はアジア・モンスーン気候に位置する日本の流域管理政策に関する有益かつ実務的な論証で、多くの知見と教訓を示唆している。近年のアジア途上国が直面する深刻な水問題(利水と治水)に対しての日本の貴重な経験と教訓を論証したもので、本研究の成果はアジア・モンスーン諸国における統合的水資源開発管理政策に対して多大の貢献をなしうるものである。

以上のことから、本論文は、博士(国際協力学)を授与するに値するものと認めることができる。